

文教福祉常任委員会

平成23年3月11日

午前9時30分開会

於大口町役場第1委員会室

1. 協議事項

1. 議案第8号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について
2. 議案第9号 大口町国民健康保険条例の一部改正について
3. 議案第10号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について
4. 議案第11号 大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について
5. 議案第12号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第8号）（所管分）
6. 議案第13号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
7. 議案第14号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）
8. 議案第15号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）
9. 議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算（所管分）
10. 議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算
11. 議案第21号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算
12. 議案第22号 平成23年度大口町介護保険特別会計予算
13. 議案第26号 平成23年度大口町社本育英事業特別会計予算
14. 議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

2. 出席委員は次のとおりである。（7名）

委員	長	酒井	廣治	副委員	長	岡	孝夫
委員		吉田	正	委員		柘植	満
委員		丹羽	勉	委員		齊木	一三
委員		酒井	久和				

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	森 進	副町長	大森 滋
教育長	長屋 孝成	健康福祉部長	村田 貞俊
総務部長	小島 幹久	生涯教育部長	三輪 恒久
生涯教育部 参事	鈴木 一夫	生涯教育部 参事兼 生涯学習課長	松浦 文雄
戸籍保険課長	掛布 賢治	福祉こども 課長	天野 浩
保育長	中野 幸子	健康生きがい 課長	宇野 直樹
政策推進課長	社本 寛	学校教育課長	近藤 孝文
図書館長	櫻井 敬章	戸籍保険課長 補佐	江口 靖史
健康生きがい 課長補佐	服部 昭彦	福祉こども課 主査	丹羽 清人
福祉こども課 主査	稲垣 敬		

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	河合 俊英	議会事務局 次長	佐藤 幹広
--------	-------	-------------	-------

(午前 9時30分 開会)

○委員長(酒井廣治君) 皆さん、おはようございます。

ちょっと定刻より時間が早いようでございますが、皆さんお集まりでございますから、文教福祉常任委員会を行いたいと思います。

春寒しの、まだ春がちょっと来ないような状況でございますが、ますます皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

委員の皆様、そして森町長さん初め関係職員の皆様方には、業務多忙の中、当委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたします。

去る3月9日の本会議におきまして、当委員会に14議案の付託を受けました。慎重なる御審査をいただきまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げて、あいさつにかえさせていただきます。

森町長。

○町長(森 進君) 改めましておはようございます。

けさは何か一段と寒かったわけではありますが、今も委員長さんからお話がありましたように、本会議の折に付託をされました14議案につきまして、慎重なる御審議をいただきまして、適切なる御決定を賜りますようよろしくお願いしまして、あいさつとさせていただきます。

○委員長(酒井廣治君) ただいまから、本会議におきまして提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入ります。

議案第8号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 本会議に引き続いて発言させていただきますけれども、まず国のありようなんですけれども、後期高齢者医療制度も今存続はしているわけなんですけれども、それもまだ実は道半ばという状況だと思うんですね。最終的には、要するに国保を広域化して、後期高齢者医療もドッキングさせて、それで社会保険とも一元化するというのが一番の国のねらっている最終方向であろうというふうに私は理解をしているんです。そういう意味では、道の途上なんだろうなあということです。ですから、政権が変わっても、そこら辺の進み方というのは何も変わっていない。むしろ、政権が変わったことによって、より一層加速している状況があります。

田中一成さんからも本会議で質問がありましたけれども、例えば国保を広域化する中で、その他一般会計からの繰入金ですね。大口町の場合ですと、今の年度ですと6,000万円繰り入れしていますけ

れども、その他一般会計からの繰入金については、これはやるなという通達も国の方から出されています。これは、まさに後期高齢者医療を国保の中に組み込みながら、さらには社会保険との一元化、そういう過程の中でそういうものが出てきているんじゃないかというふうに思うんです。

一方で、国はその分、地方自治体の負担を軽減するということであるのならば、国の負担はどうかといいますと、私、きょうは資料を持ってきたんですけども、国庫支出金です。要するに市町村国保の収入に占める国庫支出金の割合というものがあるんですけども、例えば1984年というのは、このときから国民健康保険に対する国の負担を減らしてきた年であります。私も、当時就職しておりましたので、市役所におったもんで記憶があるんですが、鈴木善幸さんが総理大臣の時代だったんです。公務員も人事院勧告がなされたのに、人事院勧告が凍結されたといつて、このときにたしか当時の調整手当と呼ばれているものも1%、その代償ということで引き上げをしたのがちょうどこの年ですよ。そこまで私は鮮明に記憶しておるんですけど、そのときから国の負担を徐々に減らしかけたんです。このときの国庫支出金という形での割合で見ますと、それでもまだ49.8%だったそうです。

1人当たりの保険料はどうかというと、これは全国平均ですけども、1人当たりの保険料は3万9,020円だったんですね。それから、例えば10年後ですけども、1994年はどうかなあと見てきますと、国庫支出金の割合は35.9%に低下するんです。約15%ぐらい、もう10年の間に実は落ちている。その一方で、1人当たりの保険料はどうかというと、6万9,591円に上がっていつているんです。

ざあっと飛びますけれども、私の手元にある資料では、2008年ですからおとしぐらいになるわけですけども、これで見ると、国庫支出金の割合は24.1%に下がっています。一方で、1人当たりの保険料はどうなるのかというと、9万625円ということで、これ最初の1984年と比べると1人当たりの保険料は2倍以上に実は上がっていつている、こういう状況が見てとれます。それとともに、国庫支出金の割合はずうっと低減して、この年には24.1%だそうです。ですから、1984年が49.8%で、2008年においては24.1%ですから、半分以下に国の負担は減っていつている、こういう状況が実はあるんです。

この状況なんですけれども、実は急激に減ってきた経過もあるんです。1994年には国の支出金の割合は35.9%だったんですが、2004年も34.5%だったんです。そんなに変わらなかったんです。ところが、この年からずうっと下がってきているんですよ、国の負担割合が。2005年、2006年、2007年、2008年という形で非常に低減していつている、こういう状況が実はあるんです。

そういう中で、国民健康保険税を自治体の方ではどうするのかということで、値上げせざるを得ない状況が毎年のように続いていくというのは、国の支出金をどんどん減らしてきた。その一方で、自治体の負担もふえるし、被保険者の方々の負担もふえるという状況があるわけです。ですから、そういう意味では、この負担を食いとめるためには、国の負担割合を引き上げていただく必要が私はあるということをもまず指摘しておかなければならないというふうに思います。せめて5年か6年ぐらい前

までの水準になれば、10%も違うわけですから、今の状況と比べますとね。そこまでまずふやすことができないだろうか。

また、1984年の水準でいけば、ほぼ半分国が負担をしていた、そういう時代があるわけですので、また今ある社会保険も、事業主が2分の1の負担をすることになっていますよね。ですから、事業主にかわるものが、恐らくこの当時まで考えられていたのは、国なんじゃないかなというふうに私は思うんです。だから、そういう意味では、まず国に対して負担をもとへ戻していただく、そういう要求をぜひ自治体の側から、こうした資料からしても上げていただきたいというふうに思います。

その上で、国がそういった住民に対する負担増を求めるということであるのならば、私は自治体としては、財政的に許す限り、負担を被保険者に求めるべきではないというふうに私は考えますけれども、そこら辺のお考えをいま一度お伺いしておきたいと思います。いかがですか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 吉田委員さんの、国の負担割合の御意見をいろいろいただいたわけですが、まず国の負担割合の減の話につきましては、おっしゃるとおり国保全体の収入から見ますと、1984年、昭和59年になりますか、そのときは約5割が国庫支出金で占めていたということであり、その後、現在約4分の1ぐらいに落ちているというのは、確かに全体の収入の割合からするとおっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ1984年からこれまでにいろんな国保の制度、それから国保の周りの制度が変わってきております。例えば老人医療ができたり、退職者医療制度が取り入れられたり、介護保険制度ができたことによって介護納付金を納めなければならない。それから、今度は老人医療が廃止され、後期高齢者医療にかわって、後期高齢者用の支援金をお支払いしなければならない。それと同時に退職者医療が廃止になり、これにかわって前期高齢者交付金というのが交付されるようになってきたと。そういったもろもろの制度の移り変わりがありまして、全体の収入に占める国庫負担の割合が減ってきているということでもありますけれども、その中で、例えば前期高齢者交付金とか、それから保険基盤安定制度とか、そういったものの中に国の負担がありますので、ただ単純に国庫支出金の割合だけを見て、国庫の割合が減ったというのでは少し違うのかなという気はしております。

ただ、保険税が上がっている。これは当然医療費等が上がっていることによって上がる部分と、それから介護保険とか後期高齢者ができたことによって上がっている部分がございますけれども、こういったところで上がってくる部分は承知をしておりますが、それによって、ただ国庫負担金が割合だけを見て減っているということでは、必ずしもないかと思えます。

現実として、国保の財政が非常に厳しいところで被保険者に負担をしていただく金額がふえているということは事実でありますので、国庫支出金の方をふやしていただければ、当然ながらありがたいわけでありまして、そういった点につきましては、機会があるところで国の方に引き上げ

の要求をしていくという考えは持っております。

それから、その部分で国の負担割合が減っているからということで、自治体として繰入金をつやすという考えについては、質疑の方でもお答えしたところでありますけれども、町の税金をただ投入すればいいということではありません。一般の方の税金を投入ということは、被保険者以外の方が負担をするということになりますので、その辺につきましては慎重に考えていきたいというふうに考えています。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 一向に答弁は変わらないわけですがけれども、私もあちこち国保を上げるなという署名を持って歩いているわけですがけれども、聞かれることは、そういった一般会計からの繰入金をやることによって、じゃあ我々は損するのかなという声時々あるわけですがけれども、しかし、いずれ皆さん方国保に加入するわけですので、それまでの間に国保が当然高くなっておれば、高い負担はせんならんわねという話をすると、ああそうだねという声も返ってくるわけがあります。

もともと国の負担割合がどんどん減少していった、そのツケが国民健康保険税という形であらわれてくるわけですので、これを被保険者の皆さん方に押しつけるというのは非常に酷じゃないかというふうに私は思うわけです。

例えば医療費が伸びておる、伸びておると、確かに伸びはあると思うんですけども、現実の話としてね。じゃあ伸びたようにちゃんと国が負担しておれば、恐らく国保税も上げずに済んだと思うんですよ。小泉構造改革の折はどうだったですか。毎年自然増の伸びのうち、たしか2,200億円だったですか。5年間にわたって2,200億円ずつ、この伸びを抑えるといって、別に抑えるわけじゃないんですよ、伸びておるんですよ、医療費は。その分を、要するに被保険者の皆さん方に負担を転嫁してきたんじゃないですか。これが、今の国保の大きな苦しくなってきた要因だと思うんです。

ですから、2004年、2005年から急激に国の負担が減っていくんですよ、ずうっと。まさにこれは小泉構造改革そのものじゃないですかね。より一層、そうした中で悪化していった、そういう状況が見てとれるんです。

もしよかったら、これ後でコピーして差し上げてもいいですけども、別に手元にあればいいですけども、そういうことになっているんですよ。

ですから、私は今回の国保税の値上げについては、到底容認することはできないし、皆さん方、一様に言うのは、給料も減っているし年金も減っているのに、一方でこういうものだけが反比例するようにならぬように、と、そういう怒りの声ですよ、本当に。やっぱりそういう声に町の方も耳を傾けていただきたいと思うし、そこら辺については、どういうふうに町は住民の皆さん方の声を聞いていらっしゃるんですか。

○委員長（酒井廣治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村田貞俊君） まず最初に、国庫負担の話についてでございますけれども、今まさに御指摘される事項につきましては、ことしの2月ですけれども、先ほど出ました後期高齢者医療制度、それを国保に入れていく。そういった話が、今言われたことの問題点というのは、全国市長会というものがございます。この中で、十何項目にわたって、すべて言われたことは該当されるものが入っているわけですけれども、そういったものが全国市長会から厚生労働省の方へ出されております。それに対して現在動いている状況といいますと、厚生労働省は2月、日にちまで忘れましてけれども、全国知事会も含める形の会議の中で、そういった法案は市長会、知事会、そういったところの合意なくしては上げることはできないという一つの見解を出して、そしてワーキンググループというものが形成され、一回既に開催されておるわけですけれども、今言われました自治体の一般会計からの繰り入れ問題、さらには国庫負担、それから被保険者、そういった部分でどこの自治体も同じことは思っておりますので、そういったことは検討をされている。

先ほど課長が言いましたように、機会があれば要望をということですが、既にそういった問題は私どもとしては国へ届いて、そういった議論の場に現在入っておるというふうに考えております。ですので、その部分については、私どもは様子を見ていく、この先どうなっていくかというのは、きっといろんなところでは改善がなされてくるのではないかと考えております。

それからもう1点、住民の声ということでございますけれども、直接私どもには声としては入ってきておりませんが、現実、所得状況、それから歳入状況からそういった部分は読み取ることは全く不可能ではありませんので、そういったことは承知しておるところでございますけれども、議案質疑の中でも申し上げましたように、一般会計からすべてを繰り入れるのかという、これもまた私どもとしては非常に判断に迷うところであり、また国民健康保険制度という視点でとらえれば、すべて一般会計で不足分を賄っていくのか、これはやはり間違っておるという判断を持っておりますので、今回引き上げというものはいろいろな角度から検討して提案をさせていただいておりますので、そういった部分についても御理解だけはいただきたいと思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） そういうことも含めて理解した上で、私も質問しておるつもりなんです。というのは、今言われた原則的なことを別に破れとか、そういうことを言っているわけじゃないんですよ。すべて一般会計からの繰り入れで賄えばいいなんていうことを言っていないですよ、私。国が負担しない分は、じゃあどうしたらいいんですかということなんです。被保険者にそれを全部負わせればいいのかということをおっしゃるんです。そこはどういうふうに負担を見るのかということが、私は大切だと思うんですよ。

国が見ない分、じゃあどうしたらいいのか。これは、被保険者の人に全部見てもらうわけにはいかないということで、今回の予算も組まれたわけでしょう、現実の話としてね。だと思えますよ。だから、被保険者の人にこれを全額持たせられないということは、これはもともと持たせられないような案なんです。国がちゃんと負担しておれば、引き上げるような要因は、ちゃんと5割負担しておいたら、絶対今上げるなんていう話が出てこないわけでしょう、もともと。私はそう思えますよ。ところが、それがそうじゃないんです。そこが問題なんです。

今回でも、苦しいながら、今の財政調整基金を当初予算から取り崩して歳入の中に入れてきたというのは、それも原則的な話じゃないけれども、しかし現実的にそれを踏まえて取り入れてきたわけでしょう、現実の話として。今回のことだって私は一緒だと思えますよ。だから、現実的にこれをとらえて、負担増を被保険者の人たちに押しつけていいかどうかが問われているんです。何でもどんどん上がってっちゃうわけですから、そういう住民の皆さん方に対する負担だけについてはね。これを町が抑えましたというふうになぜ言えんのかなあと、そこが私は非常に残念なんです、そういう意味ではね。

国がこういうふうですから、私たちも同じなんですという流れだったら、じゃあおまえたちは一体何をやっているんだという声になっちゃいますよ。そうじゃない。実は上げるんだけれども、しかしこういうふうで町の方も努力しました、どうしましたということは説明しなくちゃわからないですよ、現実の話として。そうじゃなくても、説明しなくてもわかる形で、住民の皆さん方に対してこういうことで私たちは負担を被保険者の皆さん方に押しつけることはできませんと、そういう意思表示をすべきだと思えますよ。

まだ貯金もあるわけですので、貯金もさらに活用していただくことも、私は可能だと思えますけれども、いかがなんでしょうかね。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 1回目のお答えに重なることとなりますけれども、国が負担しない分をどう見るかという御質問でありますけれども、先ほども少し触れましたように、20年度に後期高齢者医療ができたところで、前期高齢者交付金というのが町の方に交付されております。これは、今年度予算でたしか5億ちょっと超えた金額だったと思いますけれども、そこにも国庫負担分が入っているということでありますし、そういうものと国庫支出金の割合を足してみますと、これで約5割負担されている。保険税の金額としましては、確かに1人当たりの金額が上がっているということは言えますけれども、割合としては、昭和59年から今年度まで見てみますと、逆にどんどん減っているという状況であります。そうしたことから、国が減らしている、減らしているということばかりではないというふうに考えておりますし、今回の改正部分については、国が負担割合を減らしたからということでの引き上げをさせていただくわけではございませんし、介護保険、後期高齢者医療、それから

本来の医療費部分ですね。そういった部分の必要な経費が上がってくるということで改正をさせていただくもので、今回も一般会計の繰入金もふやして、全部を被保険者の方に押しつけるのではなく、町の方からも負担をするといった形になっております。

基金につきましては、過去の保険税とかいろんな収入の余剰金が積み立ててあるということでありますので、この部分については明確にどこから負担されているということは言えませんが、これを使ってしまえば、これで終わってしまいます。来年度以降の国保の運営も考えていかなければなりません。そういったことを総合的に見て、今回、3分の1ずつ負担を出し合うという形で改正をお願いしたものであります。

○委員長（酒井廣治君） そのほかございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 齊木委員。

○委員（齊木一三君） 1点だけお尋ねしたいんですが、今回改正によって1世帯当たり、大体平均で5,300円ぐらいの値上げになるだろうという説明が本会議であったわけですが、国保全体の賦課限度額上限というのも、当然上がってくるわけですよね。これがどのくらいになってくるわけですか、今度。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 保険税の限度額の御質問ですよね。今回、条例改正を提案させていただいている部分でありますけれども、改正の要旨の方を見ていただければと思いますけれども、11ページでありますけれども、地方税法施行令の改正がまだされていない部分がございますので、今回の条例改正の1条で改正する部分と2条で改正する部分と分かれておりますけれども、基礎課税額、医療分については47万円から、今回1条分では50万円ですけれども、2条を合わせますと51万円まで、限度額はその医療分は51万円。それから、後期高齢者支援金分につきましては、12万円から、1条で13万円、それで2条でさらに1万円増で14万円、最終的に14万円ということですよ。

それから介護納付金に関しましては、2条の部分だけですけれども、10万円から12万円ということで、12万円が限度額ということになります。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 齊木委員。

○委員（齊木一三君） そうすると、合計が77万ぐらいになるということですね。

今、吉田委員さんも相当言われていたことですが、とにかく給料が下がるのに何で税金だけ上げなきゃいかん。そういう反比例したギャップ、いろんなことが言われておまして、私も疑問に思うのは、今の国民健康保険の所得割、またその中に資産割という部分が含まれておるわけですね。これは私の思いなんですが、要するに固定資産税も払っていて、資産割でさらに保険税で上乗せされて

いるように感ずるわけですが、郷中の人というか、昔から住んでみえる人、かなり土地があるわけですよ。それに関して、老夫婦2人だと。それで収入もなくなってきていると。そういう点から見ますと、だんだんこうやって上げていってもらいと、保険料の支払いが大変な負担になってくるわけでありまして、ただ資産があつて、それを売ればよいというような安易な考え方はできないものですから、あくまであるお金で、それを取り崩して保険料を払っていかなきゃいかんというような形になってみえる方も相当多いんじゃないかと思うんですが、これは私の意見だけで聞いておいてもらえば結構ですが、こうした国民健康保険で資産割、パーセントも決められておるようですが、これが上がってくるようでしたら、また固定資産税の方で何か優遇措置とか、そういうのが考えられないかと思うわけですが、どんなもんですか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 資産割についての御質問をいただきましたけれども、確かに資産割については住居だけをお持ちの方とか、それを活用して借家とか駐車場とか、いろんな形で収入を得てみえる方とか、いろんな形が考えられますけれども、今の国の後期高齢者医療、それから国保を含めて改正の方向が示されておりまして、県で保険財政を統一していくという考えでございますけれども、そうなりますと、今、後期高齢者医療は広域連合で運営しておりますけれども、ここの中では所得割と均等割だけという賦課の仕方をしておりますけれども、資産での賦課が多分なくなってくるだろうということも想定されます。そういうことも考えて、大口町は今回資産割には手をつけなかったというか、現状としても、一宮市については資産割は賦課をしていないようですけれども、例えば大口町は資産割は現在10%のところを、近隣の参考で申し上げますと、春日井市が23%、犬山市が25%、江南市が25%、小牧市が20.5%、岩倉市については40%、扶桑町については22%と、非常に高い割合で資産割を賦課しております。大口町については、その分、応能・応益割という二つに分けた部分で、資産割、所得割をお願いしておるわけですが、所得割の方に比重を置いた賦課をさせていただいておるということで、そこら辺では考慮をしているという考えでおります。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 齊木委員。

○委員（齊木一三君） ありがとうございます。

私も、インターネット等々を見ていると、一宮市さんが今言われたように資産割はやっていないですよ。とにかく私の思いは、年金生活をして、老後になって、保険料が上がっていくということに大変危惧をしておるわけですし、今課長が言われるように、そういう宅地を利用してアパートを建てたとかやってみえる方もあるだろうけど、ほとんどの方は農地をそのまま守ってみえる方が多いわけですね。だから、総論としてはみんなで支え合う保険制度ですので、私は反対ではないですが、極力抑えるものは抑えていただきたいと、このように要望だけしておきます。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑なしと認めます。

続きまして採決に入ります。

議案第8号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 賛成多数でございますので、議案第8号は可決すべきものと決めます。

続きまして、議案第9号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑なしと認めます。

続きまして採決に入ります。

議案第9号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 全員賛成でございますので、議案第9号は可決すべきものと決めます。

続きまして、議案第10号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題とします。

質疑ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 自立支援医療受給者証というのをちょっと説明してください。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 自立支援受給者証といいますのは、障害者自立支援法に基づきました障害福祉サービスの更生医療の一部の中にありまして、精神障害者の方が診断書等々を出していただきますと受給者証を発行いたしまして、それをもって指定の医院へ通われますと、そのかかった費用の保険負担分以外につきまして、原則1割負担で受診ができるというものでございます。残った費用につきまして、公費の方で国と県2分の1ずつ負担をしていくと。受給者証を持ってみえる方につきましては、原則1割負担。ただし、所得に応じて負担上限額が設けてありますので、その上限額に達した段階で頭打ちという内容のものでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） その自立支援医療というのは、精神疾患だけじゃないでしょう。ほかのものもあるんですよね。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 自立支援につきましては、今の精神通院と、もう一つ更生医療とい
いまして、主には身体障害者の方がその治療のために医療にかかったときの障害福祉サービスであり
まして、自立支援のうちの精神通院という部分に関するものがこの自立支援の受給者証というもので
あります。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） その1割負担を今回は町が見るとのことだよ。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 自立支援の部分の1割負担分、あるいは受給者の方が負担している
部分は、これは精神疾患の部分ですので、もう従来から精神医療の方で負担をしておりますので、今
回はいわゆる一般疾病に係る部分も精神の1・2級手帳保持者については負担をしていくと理解をし
ております。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 今回、自立支援医療の個人負担部分ですけれども、議案の添付資料で
つけてあります改正要旨の6ページにありますけれども、2の改正内容の区分第2号、このところに
当てはまりますけれども、1割負担分については精神障害者医療の方で助成をしていくという形で
あります。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑なしと認めます。

続きまして採決に入ります。

議案第10号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいた
します。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 全員賛成でございますので、議案第10号は可決すべきものと決めます。

議案第11号 大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正についてを議
題といたします。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（酒井廣治君） 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

議案第11号 大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(酒井廣治君) 全員賛成でございますので、議案第11号は可決すべきものと決めます。

続きまして、議案第12号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第8号)(所管分)を議題とします。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(酒井廣治君) 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

議案第12号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第8号)(所管分)について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(酒井廣治君) 全員賛成でございますので、議案第12号は可決すべきものと決めます。

続きまして、議案第13号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(酒井廣治君) 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

議案第13号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(酒井廣治君) 全員賛成でございますので、議案第13号は可決すべきものと決めます。

続きまして、議案第14号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 閉鎖するというふうにしたしか説明があったんですけども、どういう意味なん

でしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 老人保健特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律、これは旧老人保健法ですけれども、後期高齢者医療ができたところで法律の名前が変わっておりますけれども、現在、高齢者の医療の確保に関する法律の附則の39条のところで、後期高齢者医療が施行された以後、3年間は老人保健特別会計を設けるものという規定がされておまして、これで3月31日、今年度末をもって老人保健法に基づく特別会計の設置がなくなります。これ以後、設置をしよういたしますと、町の方で条例を規定しまして特別会計を設置していくということになりますけれども、実質、今後、歳入歳出予算を伴うものにつきましては精算金部分が少し残るだけでありますので、23年度以降につきましては一般会計の中で処理をしていくという考えでありますので、老人保健特別会計はこれをもって閉鎖をさせていくということになります。以上です。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

議案第14号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 賛成多数でございますので、議案第14号は可決すべきものと決めます。

議案第15号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 齊木委員。

○委員（齊木一三君） これは特別会計の方にもちょっと及ぶんですが、11ページの認定審査事業ということでもちょっとお尋ねしたいんですが、介護認定の申請をして、要するに介護認定審査判定まで終わると、どの程度の日数がかかるわけですかね。ちょっとそれをお聞きしたいんですが。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 介護認定に至るまでの日数でよろしかったですか。

それぞれ初めての場合は町の職員が認定調査を、御自宅とか施設とか病院にお伺いさせていただいて調査をさせていただくんですが、今のところ、認定審査会を月2回、第2・第4に開いておりますので、その審査会の日にちにかかわってくるわけですけれども、審査会が終わればすぐ認定ということとさせていただきますので、日数的には個々においてちょっとずれが出てくるということ

ございます。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 齊木委員。

○委員(齊木一三君) 今まで介護認定が必要なかったという高齢者が、突然入院を余儀なくされたと。退院をしてからしか申請ができないわけですよ、介護認定の申請が。

(発言する者あり)

○委員(齊木一三君) そうですね。何かできないという話を聞いたもので、ちょっと質問させてもらったんですが、要するに完治してから認定作業に入ると、病院を追い出されると、その間の空白ができるわけですよ。自宅へ帰って面倒を見てもらわないかんという場合に、家族の者がいればいいんですけども、老老介護で一方が面倒を見なきゃいかんというような場合、その申請が、今ちょっと聞いたんですが、入院中に認定作業が終えられればいいんですけども、そこら辺ちょっとお尋ねしたかったものですから。

○委員長(酒井廣治君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(村田貞俊君) 認定申請につきましては、大体入院してみえる方というのは、退院予定の日にちがわかると、いついづごろ退院してくださいと病院の方が言われると思いますけれども、そういった段階で申請は可能になってまいります。

町は、そうしますと申請書を受けまして、先ほど課長が説明しましたように、本人の面談、その間にさらには医師の意見書を最初はとっていくわけですよ。そういう流れの中で、審査会を月に2回開いているところへ早くかかれば早くいきますけれども、たまたまはざまにはまった場合ですと2週間おくれるというような状況が出てまいりますけれども、大体大口町の場合、課長がさっき言いましたように、一月以内にはすべて認定は終わっておると私は聞いておりますので、大体の方はそんなに、退院した後、サービスが利用できないことはない。なおかつ、介護保険の中では要介護認定がおりていなくても、要は認定がおりれば申請日にさかのぼってサービスを利用していくことができますよという形になっていますので、そういった空白期間は生じないと思いますので、その辺の細かいことは担当の方がよく知っておりますけれども、制度的にはさかのぼり適用ができますので、そういったことは皆さんにお伝え願えればありがたいと思います。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 柘植委員。

○委員(柘植 満君) 先回のときに、入所待ちが町内70名というふうにお聞きしましたが、施設に入るのにたくさんお待ちになっているということで、昔は順番じゃないとなかなか入れなかったということがありますが、本当に大変で、もう家庭では見られないという場合がだんだん出てきていると思うんですけども、そういった中で、順番待ちではなくて、多少その人の難度、どの程度重度

かによって順番を入れかえて入所ができるというふうに聞いておりますけれども、大口町の場合はいかがでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 柘植委員さんのおっしゃるとおりでございます。その方の生活状況とか、それから身体状況を考えまして、実際に私どももその施設、町内の施設だけにかかわらず、すぐに入所をさせてほしいという状況報告をさせていただきながら、入所のお願いをするということは実際しております。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

議案第15号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 全員賛成でございますので、議案第15号は可決すべきものと決めます。

続きまして、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算（所管分）を議題といたします。

歳入は一括し、歳出はお手元の資料の区分に区切って審査いたします。

最初に歳入を議題とします。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 11ページですけれども、児童福祉使用料で延長保育利用料が448万5,000円というふうにあるんですけれども、実は補正予算で501万5,000円ということで増額されているわけですが、それと比べると、新年度の予算の方は50万円ぐらい低くなっているんですけれども、延長保育料が安くなるのでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 延長保育料について今御質問をいただきました。

今回の補正予算につきましては、今吉田委員がおっしゃるように、増額の補正をさせていただきました。これは、実績に基づいておおよその見込みが立った段階で増額したということでございます。一方、当初予算につきましては、ほぼ前年度並みの、今回の補正予算に比べますと若干減額しておりますが、いかにせん保育園の場合、園児の入れかえがありますので、今年度並みの延長保育料が確保できるかというのは疑問なところがありますので、当初予算としましては、今年度の当初予算ベース

という形で組ませていただきましたので、延長保育料の減額というものはいたしておりません。今年度の料金据え置きという形でございます。

(挙手する者あり)

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 以前、私質問したことがあるんですけども、保育料より延長保育料の方が高い人があるんじゃないかと質問したことがあるんですけども、たしかそのときには23人ぐらいそういう人ありますというふうに御答弁いただいたんですけども、現在はどのような状況なんでしょうか。

それから、本会議質疑の中でもわかったわけですけども、4割ぐらいの人が延長保育を実際に利用してみえるという実態があるわけですね。4割もの人が延長保育を利用しているということは、通常の保育とほとんど変わらないような状況にこれからもっとなっていくと思うんですね。そういう場合、私はこの延長保育料を徴収するのではなくて、むしろこれは廃止していく方向であるべきだろうというふうに思うんですよ。

これは、働く人がふえてきている、それからまた長時間働かざるを得ない人たちがふえてきている、そういう状況がありますよね。とにかく今、ワーキングプアとって、働いても貧困という意味なんですけど、大体ワーキングプアの基準になるのが年収200万円でしょう。これ以下だとワーキングプアに当たるんだよと。若い人もそうなんですけれども、中高年の人の中にもこれがどんどんふえつつある、そういう状況がありますよね。ですから、先日の国保の質問の中でも出てきましたけれども、国保に加入している人たちの所得も減り続けている、そういう状況があるわけですね。例えば今回の保育園の運営費保護者負担金も、前年と比べてもほぼ横ばいという状況になっているわけですので、決して所得がふえて、保育料が増額していくという状況にはとてもないという予算の組み立て方ですね、保育料について言えば。ですから、そういう意味では、やっぱり延長保育料そのものを私はなしにすべきだというふうに思うんです。

以前は、延長保育を利用している人と利用していない人、そこで負担の差が全くないような状況ではおかしいんじゃないかというようなことも答弁しておられたと私は記憶しているわけですし、それから、延長保育料を課すことによって、お母さん方が早く子供を迎えに来てくれるからいいんだというような答弁も以前あったんですよ。しかし、早く迎えに行こうと思っても、どんどん行けない人たちが逆にふえていっているんじゃないですか。そういう中で、時間が過ぎてしまうと延長保育料がぐっと上がるからといって、かえって慌てて子供を迎えに来てもらって、交通事故にでも遭われたらそれこそ大変なことだというふうに思うんですよ。むしろ安心して子供を預けていただいて、そういう中で子供もゆっくりと迎えに行ける、そういうことも本当は必要だと思うんですよ、今の時代だからこそ。そういう意味では、延長保育料もいよいよ廃止する時が来ているんじゃないかなあと私は思うんですけども、そこら辺は検討されないんですか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） まず、吉田委員さんが冒頭に言われました通常保育料より延長保育料の方が高い人が23人云々という話は、今回の延長保育料を見直す前のお話で、その要因といたしますのは、通常保育料には減免制度があるにもかかわらず、それ以前は延長保育料には減免制度がなかったということがありまして、我々としてもそれを問題視しまして、平成21年度の保育料、延長保育料一括の見直しの中で、延長保育料につきましても、低所得者の方につきましても延長保育料を免除、それから母子家庭、あるいは障害者のいる家庭につきましても2分の1の減額、さらには同一世帯で2人以上の方につきましても減免制度を、皆さんの御意見を聞きながら設定をした経過がございます。

確かにその前、19年にも延長保育料の見直しをしたときに、いろんな方から意見をいただきまして、その一つの問題点として、今言いましたように通常保育料より延長保育料が高いという問題点、その他にもいろいろ御意見をいただきました。そういったものを踏まえて、21年度から今の通常保育料、あるいは延長保育料を設定しておりましたので、今の延長保育料の設定につきましても適正なものだというふうに今のところは判断しております。

今おっしゃられましたように、確かに4割ぐらいの方が延長保育を実施しております。でも、逆に言えば6割の方が通常時間ということですので、これをおしなべて無料にしてしまうということは、この通常保育の6割の方に対してやっぱり公平性が欠けるのかなというふうには思っております。

あと、延長保育料を課すことによって早く迎えに来るようになるというようなことも、今の延長保育料を見直す前のお話だったかなというふうには考えております。ですから、そういったものを踏まえて、21年度の通常保育料、あるいは延長保育料を設定いたしましたので、現段階でもこれが適正な受益と負担の料金設定というふうに考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） これが適正かどうかというのは、また、よくこれからも検討していく問題だというふうに私は思うんですよ。既に保育園に預けた4割の人がその時間内ではもう無理ですよということですので、これが本当に適正なのかどうかというのは、その時期、その時代によって判断されていくべきものですので、こちら辺の考え方、例えば4時半から5時、これが本当に延長保育時間なのかどうかということですよ。例えばの話ですよ。幾つか区分が分かれていますよね、これ。ここに資料は出ていないもんですから、わかる人はわかるんだろうけど、わからん人はわからんと思うんですけど、30分刻みで、定額制だと500円ぐらいずつ、たしか1ヵ月でね。そういう刻みで契約が結ばれていく形だったんじゃないかなあというふうに私は思っているわけですがけれども、例えば4時半から5時の間を無料にしていく。そうすると、どのくらい働いている方々の軽減になるのかどうか、そういうことというのは試算しながら、本当にどこまでが延長保育で、通常保育とほぼ変わらん

のじゃないかというようなラインが多分また出てきていると思うんですよね、現実の話として。ですから、そこは考えないかんとします。

もともと延長保育の物の考え方がこの発端になってきたのは、これは民営化と、今の認定こども園、こうした考え方が出てくる中で、所定の時間以外の負担については保護者の負担とするという考え方というのは、そういう中で出てきているものじゃないかなあというふうに思うんですね。それまではもっと明確に措置という制度の中で考えられていたものが、今はサービスの提供という考え方が行われてきている。これは保育だけじゃなくて、介護も医療もすべてそういう形にどんどん今置きかわってきているんですよね。

平成10年のころだったと思うんですけども、保育のあり方についての考え方が措置からサービスの提供という形に変わってきた、そのときのことも私もよく記憶しているわけですけども、それから延長保育料そのものを取るようになったんですよ。現実の話ですよ、これは。サービスの提供だから、これは受益に反しておらんということなんですけど、もともとは子供を育てると一つの措置なんですよ。これは本当は国がきちんと責任を持って、親がもしできなければ国がやらなければならない仕事であったはずなんです。それがいつの間にかサービスに切りかわってしまって、それが今の延長保育料のもとになっていると。

これをさらに通常の保育の中にも広げていこうというのが、今の認定こども園などの問題。さらには、子育てについて切符制にするとかなんとかと言っていますよね。保育園なら保育園に助成するんじゃないくて、保育する人たちにそのお金を渡して、自分はどこでサービスを受けてもいいですよというような形にする。何かよさそうに見えるんだけど、そんなことされたら、人気のない保育園はどうなるのかといたら、閉めざるを得なくなってしまうということだってあり得るわけですね。そうすると、地域で実は重要な保育の位置づけをされていた保育園等がなくなってしまうような状況も生まれかねない、もしそういうことがどんどん広がっていくことになっていくとね。私はそういうことはあってはならないと思うんですよ。

ましてや、親の立場からすれば、働かざるを得ない状況がどんどん強まっていっているわけですので、少しでも負担を減らしてほしい、これが私は普通の考え方だと思うんです。だから、そういう意味では、この延長保育料については、なくしていく方向でぜひ町の方も考えていただいて、延長保育についても子育てをする重要な位置づけとしてあるんだと、これは措置していかなくちゃいけない仕事なんだと、そういう認識をやっぱり町としても持っていただきたい、私はそういうふうに思うんですけども、そこら辺の考えはいかがですか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 今の延長保育につきましては、特に働く親にとって重要な制度だという認識は私も持っております。ただし、やはり通常保育と延長保育というのとはどこかで線引きは必

要かなあと。その線引きをしないと、なあなあになってしまうという部分はありますので、本町としましては、一応8時半から4時半までを通常保育の時間と。それ以降につきましては、当然働き方が多様化しておりますので、その中で補える部分につきましては、延長保育という形で7時まで時間を設けて設定していくと、これはもう変える考えはありません。

ただ、それに対する負担につきましては、今、委員さんの方から民営化、認定こども園、あるいは今国の方で検討されております子ども・子育て新システムにおけるこども園、そういったものに直結しておるとは私は考えておりませんので、今のところ現行の延長保育料の設定でいきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（酒井廣治君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑もないようでございますから、歳出に移ります。

歳出につきましては、款2.総務費のうち項3.戸籍住民基本台帳費、予算に関する説明書の70ページから75ページまでです。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 戸籍住民基本台帳費ですけれども、今、外国人の方というのはどのくらいお見えになるんですか。

○委員長（酒井廣治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村田貞俊君） 外国人登録されてみえる方は、2月末で、きちんと数字を把握していないので申しわけないんですが、現状、大体大口町は430名で推移しております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田正委員。

○委員（吉田 正君） 430人ぐらいで、外国人登録事務について143万3,000円という委託金が出ていますけれども、73ページの予算書を見ると、外国人登録事務事業ということで、この事務事業は9万円という予算が出ているんですけれども、この外国人登録事務事業のために140万円というお金が出ておって、何で登録事務事業が9万円の歳出なのかということなんですけれども、ここら辺の兼ね合いというのはどういうふうなんでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 歳入の15ページの国庫支出金の中の総務費委託金、3の戸籍住民基本台帳費委託金の中で、外国人登録事務市町村委託金で143万3,000円、ここの関連での御質問かと思えますけれども、歳入につきましては、登録事務、いろんな業務があります。新規登録とか更新事務と

か、それから日本人で言えば住所変更といったものとか、いろんな手続がありますけれども、その手続の1件当たりの時間という基準が決まっております、それに対する処理をする人件費部分で委託金が積算されている部分と、それから事務費、消耗品とかでかかる部分と合算されて委託金の方が交付されてまいりますので、歳出の方と金額を比べていただきますとちょっと差が出てまいります。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 会議の途中でございますが、55分まで休憩をいたします。

（午前10時47分 休憩）

○委員長（酒井廣治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

（午前10時55分 再開）

○委員長（酒井廣治君） 款3. 民生費は二つに区切って審査いたします。

まず項1. 社会福祉費です。予算に関する説明書の84ページから99ページまでです。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） 1点お尋ねいたします。

91ページの一番下の精神障害者の相談支援事業委託料ですけれども、これはどのように行われているのでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（天野 浩君） 精神障害者相談支援事業委託料ということで、まず事業の内容といたしましては、精神障害者の方の文字どおり相談支援事業と、あわせて、障害者の方がハートフルの地域活動支援センターみたいな形で、社会参加を目指して訓練をやると同時に、あと生産的活動、あるいは創作的活動などをしておる事業、つまり相談事業と地域活動支援センター事業をあわせて委託をしております。

具体的な場所としましては、犬山病院を運営しております桜桂会が、犬山病院のちょうど道を挟んだところに施設を持っておりまして、そこに委託をしております。大口町単独ではなくて13市町村、近隣の5市2町を含めて、遠くは清須市、一宮市、岐阜県の可児市、八百津まで含めた13市町村で共同で委託をしております。この委託料の積算につきましては、総額の委託料は約2,000万円ぐらいと聞いておりますけど、それを利用者割で割って委託料を各市町が払っておるという内容です。それが大口町の負担分が128万4,000円という形です。

なお、利用者につきましては、大口町からは実利用者としては6人ぐらいというふうに聞いております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 柘植委員。

○委員(柘植 満君) これはそういった形で活動だとか、訓練だとか、相談とかはひっくるめてという事で理解をいたしました。

こういう方たちに訪問支援というのがあると思うんですけど、アウトリーチというふうにして国で出ていますけれども、こういうところに来れない方たちの支援というのはいないのでしょうか。

○委員長(酒井廣治君) 福祉こども課長。

○福祉こども課長(天野 浩君) 今のところ、町の方がそういった訪問支援をするということはないんですが、病院側の方がそういった訪問支援等も手がけていこうというようなことを考えているということは会議の席で聞いたことはあるんですけど、ちょっと詳細までは、具体的には聞いておりません。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 柘植委員。

○委員(柘植 満君) そうしますと、外に出ていけない、治療も中途半端になっているという方たちは町内にはお見えにならないということでしょうか。

○委員長(酒井廣治君) 福祉こども課長。

○福祉こども課長(天野 浩君) 全く皆無ではないのかなというふうには思っておりますが、いかなせん障害の内容が内容ですので、あまり具体的に明らかになっていない部分があります。

あともう1点補足なんですけど、町の方でも相談支援業務を地域包括支援センターの方に委託しておりますので、こちらも3障害すべて対応しておりますので、そういったところへ、地域包括の方に相談に見えた場合には、必要に応じて訪問というようなこともやっております。

○委員長(酒井廣治君) ほかにございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 介護保険の繰出金の関係なんですけれども、介護保険についても、私は一般会計からのその他繰出金というのはできるというふうに考えているわけなんですけれども、そこら辺の考えはどうなんでしょうか。

○委員長(酒井廣治君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(村田貞俊君) 介護保険につきましては、今までさんざんお話をさせていただいておると思いますが、法で定められた介護給付費に係る部分ですね、12.5%。そして18年から入っ

てきております地域支援事業、そういった定められた率の中での繰り出ししか認められておりません。ただ、一般職員人件費とか、そういった部分の中では、若干動くところはあるかと思っておりますけれども、以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) しかし、国は介護職員の待遇改善のために、3年間繰り入れを行ったんですよ、たしか基金を通じて。大口町についてもそういうお金が配分されて。だから、国においても、その他一般会計からの繰入金のような形で、現実に介護保険事業に繰り入れをしたわけですので、これは町としてもその他一般会計からの繰入金は私はできるというふうに解するのが正しい物の考え方じゃないかなあというふうに思っているんです。ですから、国保もそうですけれども、その他一般会計からの繰入金というのが入っているわけですね。

それから、国保運営協議会委員の委員必携の中には、国保のその他一般会計の繰入金についてはどういふものなのかということも、ここには明確に示されているわけですが、介護保険についてはそういうものが明確に示されているかという、示されたものというのは国会答弁ぐらいしかないと、思うんです。国会答弁の中でも、これはそれぞれの自治体が判断すれば、その他一般会計からの繰入金はできるものだというふうに私は理解しているわけですし、今回のように介護職員の待遇改善のためにという名目で、給料を1%でしたか、3%でしたか、ちょっと忘れたけれども、引き上げるために繰り入れを行っておるわけですね。ということは、その他一般会計からの繰入金というものは行うことができるというふうに解釈するのが、私は正しい解釈だというふうに思うんです。いかがですか。

○委員長(酒井廣治君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(村田貞俊君) この処遇改善に係る基金というものを大口町もいただいて、現在基金を積んでおるわけですが、これに係る部分といいますのは、基本的にはサービス、職員給与費云々という言葉ではなっておるわけですが、実際のサービスの中に加算点数という形で、例えばサービスを受けているものの中で、この人はこうしたらいいだろうといった部分を加算するものが認められております。そういったところの中で、加算された請求が介護給付費の中へ入って出てきます。それに対して、当然所定の介護給付費は払っていきますので、それがどういった部分という細かい判断はできないんですけれども、今言われるこの基金に係る部分というのは、所定の率の中で私どもは、市町村が負担する12.5%なら12.5%の中に、そういった加算として、給付として入ってきていますので、そういう部分は負担をしておるという考え方をしております。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員（吉田 正君） だから、その他一般会計からの繰入金というのはできるということなんです。

そういうことなんですよ、これ。例えば3年が終わったらその後どうするんだというのが、また今問題になっていますよね。そうしたら、もうこれ自治体で繰り入れするか、それとも被保険者の人の保険料を上げるか、そのどっちかしかないじゃないですか。そうすると、ここで出てくるのは、その他一般会計からの繰入金を設けるのか設けんのかという話になってくるんですよ、おのずと。ですから、それはやっぱり私は設けるべきだというふうに思うんですね。

平成23年までよかったんですね、たしか。今年度はこれでいいわけですがけれども、1年前からこれは議論しておかんと、来年になってからまたどうなるのかわからへんもんですから、また上げるよと言われても困るわけですので、私は先に言うておくわけですがけれども、当然これはその他一般会計からの繰り入れで、国がもし延長しないのであれば、介護職員の処遇改善分として国はもう面倒を見ないということで、それが保険料にはね返ってくるということであるのならば、これは町の一般会計からの繰入金で当然面倒を見ざるを得んのじゃないですか。私はそう思うんですよ。もともとそういうたぐいのものなんですから。

今までそれはできないと言ってきたけれども、しかし国がそういうふうに方向転換したもんだから、実はできるんですよ。だから、国はもともとできるということ、後出しじゃんけんみたいな話で、自分でみずからやったじゃないですか。繰り入れできないと言ってきたんですよ、今まで国は。保険の定められた範囲の中でやりなさいよと言ってきたにもかかわらず、やらざるを得るところまで来ちゃったんですよ。だから、国だってやらざるを得るところまで来れば、そういうことをちゃんとやるんですよ。だから、町もきちっとそこは見てやるべきだと思うんです。これは1年前から宿題になるかもわからんですけども、ぜひ検討してください。お願いします。

○委員長（酒井廣治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村田貞俊君） 今回の処遇改善の背景にございますのは、18年にサービス単価を大きく下げたところからこういった問題が出てきて、制度改正というものを、基本的には、当時言われておったのは、障害と介護、こういった部分を兼ね合わせる形の中で、平成26年を目指して動いておったことがございます。

そういう中で、障害のサービス単価が低い、介護の方は当時は割といい形の中で動いておったわけですがけれども、そういうものを近づけていくという中で、こういった問題が出てきたと。そういった部分で、国は、今委員さんが言われるように処遇改善を組んできたわけですがけれども、これにつきましては、市町村が単独でそういったものという考えは、私は国の中では一般会計からの繰り入れという基本的なものは変わっていないと思っておりますので、そういった部分の見直しは、まだまだこれから検討がされてくると思っておりますので、現状のところはそういった部分を見るというか、動向を見ていきたいという判断を持っております。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 柘植委員。

○委員(柘植 満君) 一つだけお尋ねしておきたいんですけども、今回、介護緊急整備等の臨時特例基金事業の助成金が出ておりまして、グループホームができることになっておりますが、以前、いろんな施設が、あのときに火災が起きてしまって死者が出たということから、グループホームとかそういうところにスプリンクラーを設置しなければいけないというふうになったと思うんですが、うちにはじゃがいもさんが施設としてありますけれども、そういう整備はされているのでしょうか。

○委員長(酒井廣治君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) じゃがいもさんの話だと思いますけど、少しおくれておりまして、23年度に設置をするということでお話をさせていただいております。

○委員長(酒井廣治君) 柘植委員。

○委員(柘植 満君) じゃあ計画されて、準備は済んでいるということですね。23年度に設置ができると。はい、わかりました。

○委員長(酒井廣治君) ほかにございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 今、インターネットを見ると、寝たきり専用賃貸住宅という大変な賃貸住宅があるということも、多分御承知のとおりであります。特にこの近隣にも、多治見だとか岐阜だとか、それから愛知県内にもどうもあるようなんですけども、そういうところへ大口町の方が入所されているようなケースってあるんですかね。介護度が5のような状況だと思うんです。たしか介護の方から34万円出て、医療の方から八十何万出るもんだから、1人当たりになると99万円、100万なわけですけども、そういうふうですよ。あと、インターネットを見ると、1日3回チューブで食事をするようにするんですかね。そのために看護師が要るもんだから、その看護師を募集していますとかという広告も、私、インターネットで見ると、非常に問題な施設じゃないかと。本当にインターネットを見るとその記事がすごいたくさん出ていますけれども、町としてはそういう施設に預けられているようなケースはないんですか。

○委員長(酒井廣治君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) 今のところ、私どもの耳には入っておりません。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) そういうところへ入りますと、誓約書を書かされて、例えば悪くなってすぐ医者にかからないかんような場合でも、ちょっとかかれませんかみたいな、そういう誓約書も書かされ

るんだそうですよ。だから、行ったら片道切符みたいな話なんだそうですけれども、寝た賃というんですか、略してそういう言葉でやると、どんどんヒットしていくんですけれども、そういうものは介護保険の施設として、多分介護保険で入っておられるわけですので、恐らく施設としても認められているんでしょうけれども、しかし、狭い部屋の中に17人とか18人とかというお年寄りがずらっと並べられているんですよ。

以前、介護保険が始まる前は老人病院と呼ばれていた時代がありますね。私は春日井の方に見学に行ったことがあるんですけれども、そこは広い部屋で、両側にだあっとベッドが並んでいて、そこに寝たきりの人たちがずうっと並んでいる、そういうところへ私はお見舞いに行ったことがあるんですけれども、またそれが今広がりつつある。

そういう状況が今ありますので、幾ら介護基盤整備事業だからといっても、こういう施設ができる、ああいう施設ができるということで、これからもいろんな問い合わせがあると思うんですよ。大口町にもいつかショートステイの施設ができたけれども、またそれがすぐどうかなっちゃって、違うものに置きかわったり何かしているところもありますよね。ああいうことでは非常に困りますので、そういうものが進出してくるかどうかというのはなかなかわかりませんが、しかし、きちっと状況をつかむ中で、とにかく建築確認だとかそういうものが出るわけですので、そういう段階、またその前の段階からきちっとつかんでいく必要は私はあると思うんですよ。そこら辺のことについては、町としては、介護保険の担当としてどのように考えてみえますか。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 貴重な情報提供をありがとうございました。

ちょっと私どももそちらの方を勉強させていただいて、今、建築確認とかというお話もございましたので、一度担当課の方と、情報をこちらの方へいただけるようお願いをさせていただくような協議もさせていただきます。現状ではちょっと勉強するというご願ひしたいと思います。

○委員長（酒井廣治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村田貞俊君） 今おっしゃられる、そういった施設なのか、老人ホームなのか、ちょっと私ども、課長が言いましたとおりわからないんですけれども、基本的には介護保険の介護給付を受けていくということになってくれば、必ず県への認可申請とかそういったものが出来まいります。そういった中で、市町村へのフィードバックというんですか、意見を聴取するというか、そういった場合があるかと思うんですけれども、一つだけ教えていただきたいのは、普通一般でいう住宅型有料老人ホームとか、そういった分野のものなのか、介護サービスをそこで提供できる分野のものなのかを。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 多分、有料老人ホームの部類になっていくと思うんです。さっき柘植委員も火災の話がされましたけれども、どっちかというとその分野ですよ。火災で燃えちゃって、十何人の人が亡くなられて、しかし1人の人が当直されていて、たしか今ぐらいの時期じゃなかったですか、去年の。1人は何とか担ぎ出したという話なんですけれども、1人では1人しか対応できんわね。だけど、今度は寝たきりの人たちを本当にだあつと狭いところに並べて、それで24時間介護するような、賃貸住宅なんだそうです、これ。賃貸住宅ですよ。だから、ちょっと私らでは考えも及びもつかんような商売が今この地域で広がっていつている。

私、見たら、インターネットで一番追及しておったのは東郷町の保守系の女性議員さんが、山下さんという人だったと思うけど、この人がすごくそういう調査をしておられるようですね。私もちょっと見させていただいたんですけどもね。

ですから、そういったことにもよく注意をしていかないと、やむにやまれずということもあるわけですけれども、そういう施設が紹介されていき、そういうところに入れられていく。一宮にもあるらしいです、どうも。私、場所もわかるんですけど、そういう施設じゃないかというふうに言われている施設ですけれども、あるみたいなものですから、ケアマネジャーさんたちに聞くと、つついそういうところへという気持ちになるんだそうです。だから、本当に気をつけていないといかんのかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺の調査もしてください。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質問もないようですので、次に移ります。

項2. 児童福祉費から項3. 災害救助費、予算に関する説明書、ページでいきますと98ページから115ページまでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） 108ページですけれども、国県支出金の中に第三子保育料無料化事業費補助金と出ておりますが、昨年よりもかなり減っています。今、第3子の保育料無料という対象者はどれぐらいになるのでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 今年度、まさにこの補助金の対象になった園児数は25名であります。23年度の前年度の根拠としましては、おおむね来年度の在園児が把握できておりますので、そこでつかんでおる限りでは15名ということで、10名ほどスタートの段階では減ってくる形になります。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） 保育のところで、待機児童は少ないというお話を伺っておりますが、実際に働きたいんだけど、ハローワークに相談に行くと、「子供は預けていますか」というふうに聞かれてしまうと。そうすると、働く場所が決まって、そういう証明書がないと保育園には入れられないというふうに順番からなりますね。そうしますと、結局、入れたいけれども入れられないという方たちが結構お見えになると思うんですね。そうすると、申請はされていない待機の方たちがいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

今、働くお母さんたちがふえてきてしまっているんで、仕事を探したいけれども、まず保育園に入れられないということが一つの理由で、そうすると託児所かどこかに入れなきゃいけない。託児所に入れるとお金がかかるしねという声も聞いております。

何かそのところを、一時預かりもあるかもしれませんが、それは本当に一時預かりですので、1日や2日というふうになってしまいます。いろんな事情が変わってきていまして、昔だったらおじいさん、おばあさんとか一緒に住んでいらっしゃる方もあったと思うんですが、今、大口町でもだんだん変化してきているというふうに思うので、そういう方たちの対応策というのは何とかならないんでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 保育園の入園条件としましては、今柘植委員さんがおっしゃいますように就労証明が必ず必要ですので、問題はお仕事を探しているときの対応ということでして、これにつきましては、従来までの制度ですと、今、一時預かりというお話が出まして、今年度までは民間の一時預かり、あるいは町の方であらゆる保育サービスを補完するサービスとしてすくすくサポート制度なんかもやっておりますので、まずはそういった制度を利用する中で求職活動をしていただくという形をお願いをしてきました。

先回の委員会でもお話をさせていただきましたように、平成23年度からは当面2年間、公立の方で一時預かりをやっていきますので、現行制度の中ではそういった一時的な預かり制度を利用しながら、求職活動をしていくということをお願いしていきたいというふうに考えています。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） とにかく子育て支援には最善な対策をしていただきたいというふうに思います。

保育園と幼稚園の違いがはっきりしておりますが、保育園という形も昔と違ってきているのではないかなと。これは国の制度なので、ここでは何ともできないかもしれませんが、そういった形で、何とかお母さんたちが安心して働く。働くというのは、簡単に働くというだけではなくて、いろんな意味で女性が働けば経済が活性化してくる。そして、働く女性がふえると子供もふえるというふうに何度も申しましたけれども、スウェーデンの結果も出ております。本当に一時保育も定着して一

時預かりができるような形で、早急に、2年間という形ではありますけれども、本当に安定した子育ての一時預かり事業が早くできるようにお願いしておきたいと思います。

それからもう1点ですけれども、西保育園の駐車場の整備工事、755万ということで、砂入れというふうに聞きましたが、ちょっと金額も大きいので、どのような整備になるのでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 西保育園の駐車場につきましては、現状は未舗装の状況になっております。今までは、車が往来することによって一部凹凸とかができた場合には、土砂の補充とかで整地をして対応をしてきておりました。この駐車場につきましては、西保育園の将来計画等々もまだ未定の部分がありましたので、未舗装で来たわけなんですけど、凹凸部分の整備については土砂を埋めればいいんですが、いかんせん未舗装ですと、車が何台も通りますと、晴れた日が何日も続くとほこりが立つとかいったような問題も生じてきております。そんな中で、園全体の整備計画とも照らし合わせて、今回は周辺の方への粉じんとかそういったものを防ぐために、全面舗装をさせていただくという工事内容でございます。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑がないようでございますので、次に移ります。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費のうち目1. 保健衛生総務費から目3. 母子保健費、予算に関する説明書、114ページから125ページです。

質疑ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） 予防費のところですけども、日本脳炎ワクチンが2005年から2010年まで、5年間ワクチンの予防接種が中断しておりました。それで、未接種だった人に対しまして、公費負担で定期接種が受けられるというふうに決まって、それが早ければ5月から実施される見込みと聞いておりますが、それはいかがでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） まだ明確な情報は入ってきておりませんが、入ってき次第、対応していきたいと考えております。

○委員長（酒井廣治君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑がないようでございますから、次に移ります。

款10. 教育費は二つに区切って審査いたします。

まず項1. 教育総務費から項4. 給食センター費、予算に関する説明書、166ページから193ページでございます。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(酒井廣治君) 質疑もないようでございますから、次に移ります。

項5. 社会教育費から項6. 保健体育費、予算に関する説明書の192ページから213ページです。

質疑ございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 齊木委員。

○委員(齊木一三君) 213ページ、生涯学習施設費の中の負担金補助及び交付金、野外活動施設周辺対策費、これ毎年毎年大きな金額が出ているわけですが、どのようなことをやられておるか、ちょっとお尋ねしておきます。

○委員長(酒井廣治君) 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 213ページの負担金補助及び交付金でよろしいでしょうか。

この件は、野外活動施設の周辺対策費ということで、施設を借り上げている費用の対価分ということで、周辺対策費用を含めて200万ということで、継続して契約して、お支払いをしているものであります。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 齊木委員。

○委員(齊木一三君) 周辺対策、その施設を借り上げてという費用らしいですが、項目が周辺対策ということであるならば、その前の委託料、樹木剪定ですね、そういうような委託料もそういった周辺対策の中に含めるべきだと、私はそう思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長(酒井廣治君) 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) この交付金というのは、これまでも経過があつて、お借りしている借地の関係もあつて交付金と。周辺対策費と樹木の管理委託料は今までも計上させていただいております。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 齊木委員。

○委員(齊木一三君) 土地を借りているとか、そういうような話でしたら、あからさまにそういう項目で上げておかないと、これでは一体全体わからないですよ。だから、こうやって周辺対策費ならば、恐らく白山神社のあれですよ。そこの中の周辺整備すべて、管理も含めてですが、委託料でそ

うというのが別々で出ていると。これは不信感を持たれても仕方がないと思うんですが、実際は項目が間違っているんじゃないですか。

○委員長（酒井廣治君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） それまでにもいろいろな経過があり、税の関係の協議等々もさせていただいて、最終的に周辺対策費の中で交付する方法が一番ベターということで、この節で計上させていただいております。よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 齊木委員。

○委員（齊木一三君） ちょっと私は納得できませんけれども、あくまで交付金というのは、要するに崩しがたい別枠の費用だという話ですね。ですから、要するに委託料として剪定だとか管理業務、いろんなものが別枠で出てきているという話ですね。

○委員長（酒井廣治君） 生涯教育部参事。

○生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） あくまでも名は交付金となっておりますけど、土地を借りている部分と、その対策費を兼ねて、この交付金で交付をさせていただいておりますので、樹木剪定委託料は別の方で計上をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） ほかにないようでございますから、採決に入ります。

議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算（所管分）に賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 賛成多数であります。よって本案は可決すべきものと決定いたします。

議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算について賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 賛成多数でありますので、議案第20号は可決すべきものと決定いたします。

議案第21号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(酒井廣治君) 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

議案第21号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(酒井廣治君) 賛成多数でありますので、議案第21号は可決すべきものと決定いたします。

議案第22号 平成23年度大口町介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(酒井廣治君) 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

議案第22号 平成23年度大口町介護保険特別会計予算について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(酒井廣治君) 全員賛成でありますので、議案第22号は可決すべきものと決定いたします。

議案第26号 平成23年度大口町社本育英事業特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(酒井廣治君) 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

議案第26号 平成23年度大口町社本育英事業特別会計予算について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(酒井廣治君) 全員の方が賛成でありますので、議案第26号は可決すべきものと決します。

議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（酒井廣治君） 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 全員賛成でございますので、議案第28号は可決すべきものと決定いたします。

本委員会に付託されました議案は、すべて審査いたしました。

これをもちまして委員会を閉じさせていただきます。

（午前11時40分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

文教福祉常任委員会

委員長

酒井 廣 治